

山口県入札監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 山口県（以下「県」という。）が発注する工事等に関し、入札・契約手続きの透明性を確保し、公正な競争を促進するため、山口県入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 県が発注した工事の中から委員会が抽出したのものに関し、競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申を行うこと。
- (3) 県が発注した工事に関し、一般競争入札、条件付一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約における入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。
- (4) 県が行った指名停止等措置に係る再苦情処理を行うこと。
- (5) 県が発注した工事に関する談合情報への対応等について、県から依頼されたものに関し、審議を行い、意見の具申を行うこと。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員5人以上で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、概ね3カ月に1回開催する。
- 4 第2条第3号、第4号及び第5号の事務に係る会議（以下「再苦情処理等会議」という。）は、必要に応じ開催する。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指名した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第7条 抽出は、入札方式別発注工事一覧表の中から、入札・契約方式別に、無作為の方法によって行う。

(意見の具申)

第8条 委員会は、第2条第1号、第2号又は第5号の事務に関し、改善すべき事項等があると認めるときは、知事に対して意見の具申を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申を行った場合には、公表を行うものとする。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、第2条第3号及び第4号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理等会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を知事に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号、第3号、第4号又は第5号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある審議に加わることができない。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、土木建築部技術管理課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。